

○用語解説

用語	解説	掲載ページ
義務教育学校	学校教育法の改正により、2016年（平成28年）4月から制度化された、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校の種類。義務教育9年間の教育目標を設定し、柔軟な教育課程を編成することが可能。	5 30 34
福山学校元気大賞	2015年度（平成27年度）に創設した、市教育委員会による取組の過程に着目する表彰制度。毎年2月に表彰する大賞・優秀賞・奨励賞・特別賞と、市民や学校からの推薦を受け、随時表彰する次の4つの部門賞で構成。 ①児童生徒が社会や他者のために主体的に貢献した活動 ②教職員が児童生徒のやる気や元気を引き出した言葉や取組 ③子どもたちの育成に向け学校と地域が一丸となった取り組みや地域の方の協力 ④関係者が一緒になって挑戦したり取組を継続したりして達成した快挙や記録	6 24 25 26
全国学力・学習状況調査	文部科学省が、全国的に子どもたちの学力状況を把握するため、小学6年生と中学3年生を対象に、教科に関する調査と生活習慣や学校環境に関する質問紙調査を実施（質問紙は、児童生徒及び学校が回答）。	6 13 14 24 29
幼保小連携	子どもの生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、就学前施設から小学校での学習や生活への移行を円滑に行えるよう、子どもの交流活動や指導者同士の相互理解を通じて、就学前教育と小学校教育の段差の解消を図り教育の一貫性を高める取組。	10
アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で活かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。	10
スタートカリキュラム	小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム。	10
幼保連携型認定こども園	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設。	12
21世紀型 “スキル&倫理観”	変化の激しい先行き不透明な社会で必要な、課題発見・解決力、挑戦する力、粘り強さ・忍耐力、コミュニケーション能力などの資質・能力の本市教育委員会における総称。	13 15 22 24 25
カリキュラム・マップ	学習内容の順次性、各教科等間、各教科と行事等との関連性を図示化し、育成する資質・能力と学ぶべき教育内容の全体像を見渡すことができる教育計画。	13 15 17 20 22

用語	解説	掲載ページ
福山100NEN教育アンケート	福山市教育委員会が、日々の教育活動に係る教職員の意識及び取組状況を把握し、21世紀型“スキル&倫理観”の確実な育成や教職員の意欲と充実感の向上等に取り組むため、教員に対し年に数回実施する調査。	14
広島県「基礎・基本」定着状況調査	広島県が、児童生徒や学習に関する意識や実態、各学校における教科指導等の実態について把握するため、小学5年生と中学2年生を対象とした生活と学習に関する意識・実態についての質問紙調査及び学校を対象とした指導方法等についての質問紙調査を実施。	14
「学びづくりフロンティア校」事業	「小学校入学時、既に身に付けている力に差がある」ことを前提に、すべての子どもたちに確かな学力を付けるために、学力の基盤となる「言葉」や「数」を理解・獲得する過程を明らかにする事業。フロンティア校は、国語・算数について同じ児童を継続して調査を実施する。パイロット校は、フロンティア校の調査結果を踏まえ、教育課程を編成し、それをもとにカリキュラム・マネジメントを進める。	15
学力の伸びを把握する調査	小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象に、教科に関する調査及び質問紙調査を実施し、調査結果を分析する。同一児童生徒の学力や学習に関する意識等の経年変化を把握することで、各学年の学習内容やその系統に応じた指導の在り方を明らかにする。2中学校区で実施。	15
ESDの観点	ESDの実施に特に重要となる次の2つの観点。 ①人格の発達や自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと ②他人や社会、自然環境との関係性を認識し、関わりつなぐを尊重できる個人を育むこと ※ESD…「Education for Sustainable Development」の略で、持続可能な発展のための教育（持続発展教育）。	17
ICEモデル	カナダで開発・実践されてきた評価モデルで、IはIdeas（基礎知識）、CはConnections（つながり）、EはExtensions（応用）を意味する。問いに対して生徒がどのように答えるかによって、I、C、Eのどの段階にいるかを評価する観点。	17
地域課題解決プロジェクト	福山高校4年生が、「誰もが暮らしやすい福山の街づくり」等の実地見聞を伴う体験的な学習を通して、課題解決に取り組む基礎を育成するとともに、地元企業を、高校生の目線で経営・技術・企業戦略の視点から研究するESD重点校形成事業。 ※ESD重点校形成事業 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターが、文部科学省より委託を受けて行う事業で、教育を通じて持続可能な社会を構築するために、実践的な取組を行う意欲のある学校を公募、「サステイナブルスクール」として選定し、その取組を発展及び深化させるために必要な支援をするもの。	18
国際課題解決プロジェクト	福山高校5年生が、海外修学旅行先や姉妹校の中高生と共通課題について思考し、解決策を英語で提案（提言）するアクション型の交流活動を行うESD重点校形成事業。	18

用語	解説	掲載ページ
生き方・在り方探究プロジェクト	福山高校5・6年生が、自分自身の長所や魅力を発見し自尊心を高め、講演や特別活動での学びを活かしてライフプランを設定し、大学や社会でのよりよい「生き方・在り方」を考えるE S D重点校形成事業。	18
ポートフォリオ	児童生徒が作成した作文、作品、テスト、ノートなどの学習成果を長期にわたって収集したもの。	18
探求ノート	調べもの学習や体験学習が、自ら課題を発見し、解決していく「探究的な学び」となるように構成されたワークブック型学習教材。	18
クラスルームイングリッシュ	授業中の指示や質問、日常的な挨拶など、学校生活の様々な場面で使用する英語のこと。	19
ラウンドシステム	1年間で教科書を何周か繰り返す授業方法のことで、各ラウンドによって取り組む内容が異なる。	19
A L T	「Assistant Language Teacher」の略。教員と協力してティーム・ティーチング（協同授業）等を行う外国語指導助手。	19
カリキュラム・マネジメント	教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	20
「自ら考え学ぶ授業づくり」アクションプラン	「子ども主体の学び」の実現に向け、各校の授業の現状を踏まえてめざす授業の姿を設定するとともに、具体的な取組等を明らかにし、全教職員で実施・評価・改善していくための計画。	22
部活動指導員	市立中学校又は義務教育学校の後期課程での部活動指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、希望する中学校等に配置。配置される中学校等の校長が策定する学校の運動部活動に係る活動方針に基づき、実技指導、大会等の引率及び部活動の管理運営などに従事。	22
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、学校の自己評価の結果について、客観性・透明性を高めるために行う評価。学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、その連携協力による学校運営の改善を促進することを目的とする。	24 25
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。	24
コミュニティスクール（学校運営協議会制度）	コミュニティスクールとは、地域住民等が学校運営に参画できるよう、保護者代表や地域住民等で構成される学校運営協議会を設置した学校であり、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができる。 学校運営協議会の主な役割は、次のとおり。 ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。 ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。 ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるすることができる。	25

用語	解説	掲載ページ
ICT教育機器	<p>児童生徒の学習への興味・関心を高め、分かりやすく説明するため、教員が授業等で活用するICT機器のこと。本市においては、プロジェクター、電子黒板、実物投影機、タブレット端末を整備するほか、それらを接続する無線LAN環境を整備。</p> <p>○普通教室 …実物投影機、電子黒板機能付きプロジェクター、教員用タブレット端末</p> <p>○特別教室…実物投影機、電子黒板機、教員用タブレット端末</p> <p>○体育館…電子黒板、教員用タブレット端末</p> <p>○特別支援学級…児童生徒用タブレット端末</p>	28 31
適応指導教室	<p>集団で学ぶことの難しい児童生徒が、学校以外で選択できる居場所の1つとして設置し、緩やかに教員や友だちとの関係を築きながら活動することを通して、社会性やコミュニケーション力を育成する場。市内に中央と東部の2か所ある。</p>	28 36
きらりルーム	<p>欠席者の多い学校の校内に教室以外の「学びの場」として設置し、児童生徒のペースで学習・体験活動を行うほか、専任の担任や学校相談員等が家庭訪問を行い、児童生徒の状況に応じた取組を進める。</p>	28 36
就学援助	<p>経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、次の費用の一部を援助。2019年度（平成31年度）入学者から入学前に入学準備費を支給。</p> <p>学校給食費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、入学準備費、医療費（むし歯など特定の疾患に限る。）</p>	6 28 38
特認校	<p>通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認める学校。本市では、不登校等児童生徒の実態に配慮した教育課程を実施するもの。</p>	30
イエナプラン教育校	<p>ドイツのイエナ大学の教育学教授が始めた学校教育。オランダで普及しており、子ども一人ひとりの個性を尊重しながら自立と共生を学ぶ。その特徴は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級が、異なる年齢の子どもたちで編成される。 ・「対話」「遊び」「仕事（学習）」「催し（行事や祝い）」の4つの活動を循環的に行う。 ・教室を「リビングルーム」として捉え、安心して過ごせる環境づくりを行う。 	30
プログラミング教育	<p>児童生徒がコンピューターに意図した処理を行うように指示することを体験する中で、将来、どんな職業に就くとしても、時代を越えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。2020年度（令和2年度）から小学校において全面実施される。新しい教科として設けられるのではなく、算数や理科など既存の教科の中で、プログラミングを取り入れた学習を実施。</p>	31
通学路交通安全プログラム	<p>通学路の安全確保の取組を行うため、2014年（平成26年）7月に策定したプログラム。小学校ごとに教育委員会、学校、道路管理者、警察署及び関係団体等による合同点検を2年に1回実施し、危険個所の抽出を行う。必要な対策案の作成、実施及び効果検証により、通学路の安全性の向上を図る。</p>	34

用 語	解 説	掲載 ページ
見守りボランティア	登下校の見守りなど、学校を支援する活動を行う地域住民や保護者のボランティア。	35
特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。	36
介助員	幼稚園・小中学校の特別支援学級に在籍する園児・児童生徒に対して、基本的な生活習慣確立のための日常生活の指導の介助、学習の支援、学校生活での健康及び安全確保のための介助や行事での支援を行う職員。	36
看護介助員	介助員の業務のほか、教育委員会が医療的ケアの実施を行うことを決定した園児・児童生徒に対して、主治医等及び当該園児・児童生徒の保護者の立ち会いの下で、主治医等の指示書に基づき、事前に指導を受けた内容の医療的ケアの実施を行う職員で、看護師の免許が必要。	36
障がい児指導員	特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、教育的指導訓練、児童生徒の健康・安全の確保、保護者に対する教育上の相談・助言、実態調査等必要な事項を行う職員で、教員の免許状が必要。	36
学校支援員	小中学校の通常の学級において、在籍する発達障害のある児童生徒に対し、担任の補助的な指導及び支援、通級的な指導及び支援を行う職員。	36
放課後等デイサービス	障がいのある児童生徒が、学校の授業終了後や休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、日常生活動作等の指導、集団生活への適応訓練等、個々の状況に応じた支援を行う。	36
学校相談員	長期欠席の児童生徒への対応については、学校が主体となり、関係機関等と連携し取り組んでおり、教育委員会は、学校の取組を支援するスクールカウンセリングプロジェクト（SCP）事業を実施している。SCP事業において、学校相談員は、担当する学校で長期欠席の児童生徒の家庭訪問や面談を行うとともに、関係機関との連携や学校の支援体制についての調整を行う。	36
教育相談センター	旧西公民館（西町）に設置され、適応指導教室（中央）を開催するほか、学校や家庭において、いじめや不登校等様々な悩みを抱える児童生徒に関わる教育相談を行う。2019年（令和元年）9月に旧東保育所（北吉津町）に移転予定。	36
通級指導教室	発音などの誤りや吃音等の改善を目的とした「言語通級指導教室」と、注意集中や対人関係等の困難さの改善を目的とした「情緒通級指導教室」（中学校では、LD・ADHD通級指導教室）がある。対象の児童生徒は、通常の学級に在籍して、設置校で週1回程度指導を受ける。 ※LD…学習障害、ADHD…注意欠如・多動症	37

用 語	解 説	掲載 ページ
生活困窮者自立支援会（アウトリーチ担当者会）	不登校、ひきこもり等の児童生徒にかかわっている、教育委員会、福祉部及び児童部が連携し、アウトリーチ担当者会やケース会議を開催することにより、対象の児童生徒及び保護者の効果的な支援につなげる。 アウトリーチ担当者会は月1回開催し、支援が必要な家庭について情報を共有し、組織的な対応を検討する。また、児童生徒本人や保護者の同意がない場合などについても、早期に適切な対応につなげるため、情報共有し、支援の検討を行う。ケース会議は、より具体的な対応を協議する場合に随時開催する。	38
「親の力」をまなびあう学習プログラム	家庭の教育力向上をめざして、子育てに必要な知識や技術そのものの習得ではなく、親が「自ら気づき、学ぶことができる力」を高めていくことも目的とした広島県教育委員会が作成した参加型の学習プログラム。	41
子育てサポーターリーダー	家庭や地域の教育力向上を目的とした出前講座の進行を行うスキルを学んだ、子育て支援活動を行うボランティア。	41 45 46
放課後子ども教室	放課後等の子どもたちの居場所づくりのため、小学校1年生から6年生までを対象に、公民館や小学校の教室で地域住民の協力を得て、学習やスポーツ、文化活動などを行う。	41
教育活動サポーター	放課後子ども教室のボランティアスタッフのことで、地域の方や保護者が担う。教室において、子どもたちの安全管理や、学習や本の読み聞かせ、子どもたちが行う工作、スポーツなどの体験活動などの運営を行う。	41
生涯学習センター	生涯学習センターは市の組織であり、支所等に設置され、管内の公民館、コミュニティセンター・館と連携しながら生涯学習・人権啓発やまちづくり活動の支援に努めており、中部、南部、松永、北部、東部、神辺の6生涯学習センターがある。	41 46 48
ばらのまち福山ミステリー文学新人賞	本市が2008年（平成20年）から実施している長編推理小説を対象にした公募新人文学賞であり、本市出身の推理作家の島田荘司氏が最終選考を行う。	43
福山防災大学	より実践的な防災知識の普及や地域防災を継続的に推進する防災リーダーの養成を目的として、市内在住の地域で防災リーダーとして活動する者を対象に、本市が開講。受講者は防災士資格取得試験の受験資格が与えられる。	46
福山ばら大学	市内各地域におけるばら栽培のリーダーの養成を目的に、年間を通じた栽培方法のほか、接ぎ木や挿し木等の技術の習得を目指す。主に初心者向けの初級コースとばら大学修了者や5年以上の栽培経験者向けのステップアップコースがある。	46

用語	解説	掲載ページ
ふくやま・まちづくり大学	まちづくりに関心がある者を対象に、地域活動に必要な知識や合意形成、仲間同士のネットワークを広げるための方法や考え方を学ぶ講座。公開講座、フィールドワークやファシリテーション講座などを開催。 なお、ふくやま・まちづくり大学は、「ふくやま人財大学」の共通科目の位置付けとなる。	46
人材バンク「福の山」	生涯学習に関する様々な知識や技能を持った人を人材バンクに登録し、市民の学習サークルや団体などへ講師として派遣することで、多様な学習活動を支援する本市の生涯学習講師派遣事業。	46
福山市生涯学習振興基金	篤志家からの寄附を財源に、健全で個性豊かな社会の創造に資するため、生涯学習の振興を図ることを目的とした基金。基金の用途等必要な事項を協議するために、運営協議会を設置。	46
ふくやま人財大学	地域活動に関わる幅広いコース・講座を設け、市民が受講を通じて、「地域活動に必要な知識・技術を学び」、「仲間同士のネットワークを広げ」、「自らの学びの成果を地域社会の中で活かすことができるようになること」を目的に開講。 教養コース（ふくやま・まちづくり大学、福山ばら大学など）、安心安全コース（福山防災大学）、環境コース（ふくやま環境大学）、子育て応援コース（子育て応援ボランティア養成講座）がある。	47
指定（文化財）	文化財保護法や地方自治体の条例により、保護の対象として文化財を指定する制度。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の4分野があり、学術的・歴史的に貴重なもの。	6 50 51 54
登録（文化財）	指定制度よりも緩やかな保護措置を講じるもので、国や地方自治体が指定していない文化財のうち、保存と活用が必要なものを国が登録する。厳しい規制がある指定文化財と違い、届出制と指導・助言・勧告を基本として、所有者による自主的な保護を図り、指定制度を補完するもの。	50 51 54
日本遺産	文化庁が認定した、地域の歴史的な魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリー。地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ることを目的としている。	5 51 54
福山市歴史文化基本構想	地域に存在する文化財を、指定、未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、本市が文化財保護行政を進める基本的なマスタープランとなるもの。	53 54

○参考数値

区 分	数 値	内 訳
幼稚園	30園	市立:11(休園除く) 私立:19
保育所・園	86所・園	市立:51 私立:35
認定こども園	32園	市立:1 私立:31
小学校	80校	市立:77(休校除く) 私立:3
中学校	41校	市立:35 国立:1 私立:5
高等学校	26校	市立:1 国立:1 県立:24(定時制, 通信制含む)
特別支援学校	3校	県立
(市立小学校)児童数	25,468人	うち特別支援学級:1,459
学級数	1,120学級	うち特別支援学級:260
通級指導教室数	24教室	情緒:18(13校) 言語:6(5校)
(市立中学校)生徒数	11,328人	うち特別支援学級:356
学級数	409学級	うち特別支援学級:81
通級指導教室数	5教室	LD・ADHD(5校)
適応指導教室	2教室	市立研修センター及び教育相談センターに1か所
公民館等	79館	公民館:78 交流館:1
図書館	7館	
放課後子ども教室	41か所	小学校区に1か所
指定・登録文化財	335件	別紙参照

※1 基準日は、次のとおり。

- ・学校等施設は、2018年(平成30年)4月1日現在
- ・児童生徒数, 学級数, 通級指導教室数は、2018年(平成30年)5月1日現在
- ・その他は、2019年(平成31年)3月31日現在

※2 就学前教育・保育施設としては、幼稚園、保育所・園、こども園のほか児童福祉法に基づき、市町村が認可する保育事業であり、保育に欠ける0歳児～2歳児が対象の地域型保育事業がある。

(別紙)

文化財の種類		指定区分	国	県	市	計		
指 定	有形文化財	国 宝	建 造 物	2			2	
			工 芸	7			7	
		重要文化財	美術 工芸品	建 造 物	8	13	22	43
				絵 画		13	20	33
				彫 刻	4	11	24	39
				工 芸	7	12	11	30
				書 跡		4	15	19
				考古資料	1	8	10	19
				計	12	48	80	140
		歴 史 資 料		1		1	2	
	計	30	61	103	194			
	無形文化財	工 芸 技 術			1	1		
	民俗文化財	有形民俗文化財	1	1	3	5		
		無形民俗文化財		7	8	15		
		計	1	8	12	21		
	記念物	特別史跡	1			1		
		史 跡	5	27	26	58		
		名 勝	1	1		2		
		天然記念物	動 物		1		1	
			植 物		2	19	21	
地 質				5		5		
計				8	19	27		
計	7	36	45	88				
計	38	105	160	303				
選 定	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1			1		
		伝統的建造物群保存地区			1	1		
登 録	有形文化財	建 造 物	39			39		
合 計			78	105	161	344		
重 要 美 術 品 [※]			4			4		

※旧「重要美術品等ノ保管ニ関スル法律」に基づき、古美術品の国外流出を防ぐことを目的として認定した有形文化財。(彫刻1, 考古資料1, 書跡2)